

宮城県環境影響評価技術審査会 環境影響評価マニュアル検討部会 議事録

1 日 時 平成 24 年 9 月 25 日(火) 午後 2 時から午後 4 時まで

2 場 所 県庁行政庁舎 11 階 第二会議室

3 出席委員 (5 名)

菊地 立	東北学院大学名誉教授
北川 尚美	東北大学大学院工学研究科准教授
西城 潔	宮城教育大学教育学部教授
平野 勝也	東北大学災害科学国際研究所准教授
由井 正敏	社団法人東北地域環境計画研究会会長

4 会議経過

(1) 開 会 司会 (泉澤技術副参事兼技術補佐(総括担当))

環境影響評価マニュアル検討部会は 6 名の委員で構成されており，本日 5 名の委員の出席により，「環境影響評価技術審査会の運営に関する規程」第 5 条第 6 項の規定により，会議が成立していることを報告した。

また，県情報公開条例第 19 条に基づき，検討部会を公開とし，会議録についても後日公開することの確認を行った。

(2) あいさつ (安倍環境生活部技術参事兼環境対策課長)

本日は，お忙しい中，環境影響評価マニュアル検討部会に御出席頂きまして，誠にありがとうございます。また，日頃から本県の環境行政につきまして，種々御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

本県の環境影響評価手続は，ご案内のとおり，平成 11 年 6 月に施行された環境影響評価条例が大もととなっており，細部の手続規定や環境影響評価を行うための技術的事項は，条例施行規則や環境影響評価技術指針といったところに定められております。

本県ではさらに，技術的手法や環境影響評価図書の記載内容等を具体的に表したもののとして，各分野におきます「環境影響評価マニュアル」を作成し，制度の充実に努めてまいりました。

このマニュアルにつきましては，科学的知見の集積や制度の改正に対応しながら随時見直しを行っており，今年度は「環境保全措置」と「事後調査」の分野の改訂に向けた作業に着手しているところでございます。

今回の改訂の要点といたしましては，平成 19 年の規則改正及び技術指針改正に関連する部分の改訂を中心に，事例の更新や構成の見直し等を行いまして，より活用しやすいマニュアルを目指した改訂を考えております。

本日は，マニュアルの改訂素案をお示しさせていただきますが，より良いマニユア

ルの作成に向け、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただければ幸いです。

限られた時間ではございますが、活発な論議をお願いし、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 審議事項

環境影響評価マニュアル検討部会部会長の選出について

【司会（泉澤技術副参事）】

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

審議事項の1番目、「環境影響評価マニュアル検討部会部会長の選出について」ですが、資料1の裏面下側の方に4番としまして、環境影響評価技術審査会の運営に関する規定というのを記載しています。そちらの第5条第3項の規定によりまして、部会長は委員の互選により定めるとなっておりますので、事務局の安倍課長を仮議長として互選を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、異議なしの声ですので安倍課長、お願いします。

【仮議長（安倍課長）】

それでは、仮議長を務めさせていただきます。

ただいま、事務局から御説明申し上げましたように、部会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、部会長につきましてどなたかご推薦ありますでしょうか。いかがいたしましょうか。

（「事務局一任」の声）

【仮議長（安倍課長）】

ただいま、事務局一任という声をいただきましたが、事務局から案はございますか。

【事務局（三沢班長）】

それでは、今回のマニュアル改訂の検討部会におきましては、菊地立委員を部会長ということでお願いしたいと事務局では考えますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

【仮議長（安倍課長）】

ただ今、事務局から菊地委員を部会長にという案が示されまして、みなさん異議なしという声をいただきましたので、本検討部会の部会長は菊地立委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会（泉澤技術副参事）】

ありがとうございました。それでは菊地部会長に議事の進行をお願いいたします。

席を移動して頂いてから、菊地部会長には一言ご挨拶をお願いしてよろしいでしょうか。それでは一言ご挨拶をお願いします。

【菊地部会長】

菊地でございます。ご指名というか、流れでこういうことになりました。この部会の仕事が終わるまで暫時部会長を務めさせていただきます。皆様方の御協力をお願い

いたします。

ただ、私は退職しまして、現在山形の方に住んでおりますので、若干連絡とか行ったり来たりが不便な点があり、その辺は事務局の方にもご迷惑をかけるかもしれません。その辺もどうぞよろしくお願いいたします。ではどうぞよろしくお願ひします。

【司会（泉澤技術副参事）】

ありがとうございました。

それでは菊地部会長にここからの議事の進行をお願いいたします。菊地部会長どうぞよろしくお願ひいたします。

【菊地部会長】

それでは、部会を始めたいと思います。前回のマニュアル作成の部会をやったのはずいぶん昔、公害質のときですから7、8年前のことで、だいぶ忘れてしまってますので、スムーズに行けるかどうか分かりませんが、そのあたりよろしくお願ひいたします。

今回の会議は公開ということだったのですが、傍聴の方はよろしいですか。もう会議にすぐ入って構わないですか。

それではこのマニュアルの改訂の原案作りをこれから進めていくわけですが、最初に全体的な説明から入っていただきたいと思いますが、事務局のほうからこの計画案についての説明をお願いいたします。

宮城県環境影響評価マニュアルの改正について

1) 環境保全措置

事務局説明（辻技術主査）

まず、資料1に沿って(資料5及び資料6の該当部分に触れながら)、今年度のマニュアル改訂業務の概要を説明した。

次に、「環境保全措置」分野の改訂素案について、資料1の主な改訂のポイント表と資料2で説明を行った。

質疑応答

【菊地部会長】

ありがとうございました。

ただ今、全体の作業の流れの説明と、それから、一つ目の課題である「環境保全措置」の原案についての説明がありました。

ただ今の説明に対し、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

【由井委員】

いろいろ順番にチェックしてきましたのですが、全体としてまず、環境保全措置についてこの10月から風力が法のアセスに入りますね。それは今回の文章の中で関係なくて済むのですか。

【事務局(辻技術主査)】

それも別途検討はしているのですけれども、まず低周波音でありますとか、風車の影でありますとか、そういったものはいわゆる明確な環境保全措置として確立、事例として掲載できるようなものがまずあるのかなというところがありました。と申しま

すのも、低周波音であれば風車から住宅地までの距離でありますとか、環境保全措置という感じのものではありませんでしたので、風力発電に関しましては今回のものには入れていない形となっています。

【由井委員】

もちろんここに載っていないなくても、事業者が風力をやる、しかも宮城県のアセス条例に係る部分でアセスをしなければいけない時は、いろいろな基準や主務省令とか、国の基準ですね、県でも風力関係が出るとは思うんですが、それに従って当然やらなきゃいけないんですよ。

【事務局(辻技術主査)】

そのとおりでございます。

【由井委員】

それに載っていないからやらなくていいということにはなりませんよね。もちろんですよ。

【事務局(辻技術主査)】

はい。

【由井委員】

それで次ですけど、6ページ。ここに、この赤になって1,2,3,4と時計文字の小文字でついているのは、上の文章を整理してつくられたということですよ、今回。ここでですね、海岸関係の自然海岸等と1の中ほどにあります。サンゴ礁などですね。自然海岸等。ここで全体を見てですね、砂浜というのは入ってますか。この中に。例えば、蒲生の砂浜とかありましたよね。今はちょっと流れましたけども。

【事務局(辻技術主査)】

ここでですね、引用先というのは、環境影響評価法の基本的事項の中のものをそのまま持ってきておりまして、引用元には砂浜というものは入っておりませんでしたので、このタイミングでは砂浜というものは今は入っていないという形となっております。

【由井委員】

自然海岸等というのは、ここで読もうと思えば読めますよね。

【事務局(三沢班長)】

はい。ここでなかなか難しくても、水辺地等とかの「等」で読み込んでいただくかとは思っております。

【由井委員】

はい、わかりました。

それから9ページの上のコラム「生物多様性オフセット」。これはどこから受けているのか探したのですけれど分からなかったのですよ。この前後にこの言葉がありましたでしょうか。

【事務局(辻技術主査)】

ご指摘のとおり、この生物多様性オフセットという単語は、このマニュアルの中には出てこなかったんですけど、8ページに回避、低減、代償の内容とありまして、8ページが一番最後が代償で終わっていると。その代償の一つの考え方として生物多様性オフセットを載せているのが一つです。

もう一点といたしましては、この囲みの下のほうにも書いてありますけど、今、環境省で作っております生物多様性国家戦略の中で、環境省の環境影響評価の具体的施策というところの中で生物多様性オフセットについても事例を検討するという文言がございましたので、それから引用して囲み記事として載せているような形としておりました。

【由井委員】

ちょっと分かりにくいですね。

じゃあ、8ページの代償の最後に、最近はこんな考え方が出ると書くとかコメントしておけば、少しはわかりやすいんじゃないですかね。これ浮いてますもんね。

【事務局(辻技術主査)】

ありがとうございます。

【由井委員】

そのほかいくつかありますので続けさせてください。

21 ページの一番最後の解説の2の囲みの中ですけれども、この2行目に動物に関する地域特性というのがありますね。ここはどうして動物だけがここに出てきたかがちょっと分からないんです。これ全体が動物のことではないところですよ。地域特性は植物とか生態系にもあると思うのですけれども、何か意図があったのですか。

【事務局(辻技術主査)】

すみません。正直言って意図はありませんでした。もしかすると動物ではなく、動植物ということだったのかもしれないですね。後で確認したいと思います。

【由井委員】

23 ページ一番下の行で、現在これは未定稿でいっぱい年度がありますけれども2012年からなんですかね。

【事務局(辻技術主査)】

これは、前の2002というのに、本来は取消線が引かれていなくてはならなかったものです。2002年のものが2012年のものに改まるということです。申し訳ありません。

【由井委員】

次に45ページで先ほどのことに関係すると思うのですけれども、ここに、45ページの実施事例の上に赤で低周波音というのが追加でありますね。これを受ける黒丸、赤丸がどう見てもないのですが、これは、先ほど言ったようにまだ受け皿がないからですか。例えば風車の。

【事務局(辻技術主査)】

風力発電を条例に入れるかどうかという話になりますと、(考え方等について)答申をいただきましたり、ご報告をしたりはしてありますけれども、まだ正式には、現時点では決まっていないという状況です。なのでここといいますか、マニュアルのほうに先に風車がでてしまうというのも順番が逆になってしまうような感じもいたしましたので、今回は空欄にはなっております。事業の追加とか、そういったものに対応して順次改正していこうと考えております。

【由井委員】

きっと最初に見た人は、項目見出しがあるのにどこにも丸がないのはおかしいと絶対言うと思いますよ。

それでは次に 74 ページです。コンディショニングの事例が引用されてまして、これは前からあるのですけれども、この引用した事例というのは、必ずしも、ある特定の現場でなくともこういうような書き方、こういうような事例があります、というような一般的な啓発資料ですよ。全部がどこかの特定の場所ではありませんよね。そうしますと、引用文献に何が入っても、逆に言えばいいと思うのです。

どこかにコンディショニングに関する資料があまりないと書いてありましたけれども、今一番分かりやすいのは、ここに置いておきますが、国交省の津軽ダムの工事の現場で出した津軽ダムの小型化のコンディショニングの図表まで載っているものがあります。これは環境省の「猛禽類保護の進め方」の改訂版でも引用されていますので、これを、ここの下の出典の 2 個目に入れたほうがいいと思いますよ。置いていきますから。

とりあえず以上です。すいません長々と。

【菊地部会長】

ありがとうございます。他にないでしょうか。

【平野委員】

保全措置のやり方について、ザーと羅列されているのがとても気になるのですけれども。これはやっぱり本当は体系的に整理したほうが良くないですか、というのが 1 つ目です。

要は工事中に必要なものですか、計画段階で必要なものですか、それがもうのべつ幕なしザーと書かれていて、それぞれの段階で整理するのか、対応方法で整理するのか、前のほうにありました代償だとか、回避であるとか、何か整理しないと本当に羅列に見えてしまって、参照する側も見にくいのではないかという気がしています。

そうして整備していく中で実は漏れているような保全方策も、もうちょっと加筆してもいいのかなという気がしています。それが 1 つ目でございます。個別具体的な話はまた別途ということで構わないですか。特にですね、景観に関連する項目で申し上げますと、後ろのほうで参考に挙げられている事例がですね、必ずしも良くないものが並んでいます。要は景観の専門家の間でこれはやっぱり最先端の取組だよなというものが並んでいるわけではなくて、これは失敗だったよなというものまでも含まれて入ってますので、こういう事例として推奨されるような形になりますので、ここの精査はぜひ進めていただきたいと個人的には思っています。

あとは個別となってしまうのでここでいちいちギリギリ言ってもしょうがないのであとで確認していただけたらと思います。

【事務局(辻技術主査)】

どうもありがとうございました。

先ほど平野先生からご指導受けました環境保全措置の環境要因ごとに羅列しているものを並び替えることにつきましては、確かに見やすくなることだと思いますので、そちらのほうもまた検討してみたいと思います。また、景観に関しましては、景観じゃないところも含めてなんですけれども、例えば、ちょっとこういう言い方をするとあれなんですけれども、ネットとかにこういうことをやりましたと出ているものもございますよね。そういう出ているものはだいたい良いものとして出ているものだと印象を受けてしまう。そういうものから引用しているということもありますので、

出回っているけれどもこれは本当は間違いなんだというものがありましたら、資料4としてファクシミリ送信票を付けておりますけれども、手段といたしましてはどういう形であってもかまいませんので、いろいろご指導いただければと思います。

【平野委員】

もうひとつ少し悩ましいことを申し上げますけれども、事例を見ておきますと、推奨事例のように見えるのですが、確かに環境の影響を低減するという観点においては素晴らしいことであっても、事業全体の、例えば費用対効果などを考えると、必ずしも最近はそこまで取り込まれていないようなことまで紹介されています。今パッと目についたところだと、76 ページで事例 33。これドイツの例が紹介されてますけれども、日本の今の道路事業で、ここまでお金をかけて、動物のための橋を作るということはたぶんありえないと思います。ありえないものを要は県として推奨していくのかどうかということをちょっとひとつひとつ本当は吟味しなきゃいけないような気もするのですが。ただ環境のことだけを考えれば、別に悪いことだけではないとなってしまうんですが、どういうスタンスでこの事例を取り上げていくとか、ひとつおりの、何か基準みたいなものが本当は必要なんではないかという気がしています。

他も見ていくと、ザーと見ててですね、最近ここまではやらないよねとか、これが本当にいいんですかと、私は関係者でまだ言いにくいですけど、83 ページの事例 40 というやつですね。私、北海道開発事務所におりましたので、自分の事務所でもやってましたけれど、こういうブロックでカワセミの営巣をさせるというのは本当に環境的にいいのかと疑問があるんですよ。やっぱり事例として精査していくと、もっと言いますと 87 ページの事例 44 の道路に標識を付ける話になっていて、いろいろな標識が載ってますけど、これ実は道路の標識は標識令という政令に則って厳密に付けられるものであって、実はこんな勝手なデザインでやっているのは政令違反ですよ。もちろん任意標識として付けることはできますけれども、基本的にはこの動物注意の注意標識がありますので、それを使うのが推奨されるべきであって、他の物をさもこういう標識付けましょうというのを政令に反しているな、と。パッと見ていると本当にいっぱいあるんですよ。なのでどうしたものかなと。その辺のあんばいですね。

事業全体として考えた時に必ずしも推奨されるべきでなさそうなものを入れるかどうかとか、今言った政令に違反しているのはやめたほうがいいと思いますけれど、環境からみて、少し引いた目で見ると、さっきのカワセミ営巣ブロックもカワセミがうまく巣を作りましたよっていう面によってはうまくいったと思うんですけど、他の方法もあったはずですよ。ブロックにしないでカワセミが営巣できるような崖を何とか保全する方法もあったはずで、ブロックを推奨してしまっているのかとかですね。その辺ひとつひとつ判断をするか、ある程度統一的な基準を設けて、こういう事例に限って載せましょうとかしていかないと良くないのかなって気がしています。

ちょっと難しく大変な作業をお願いしている気もしますけれども、ちょっと精査いただけたらと思います。少なくとも景観ですとか道路事業、河川事業等々については、最近の状況を私理解しておるつもりでおりますので、これはまずいからこれはこうこうしたほうがいいのではないかなど、ひとつひとつ申し上げてはいけるとは思いますので、そこはご協力できると思いますので、よろしく願いしますというところですかね。

【菊地部会長】

ありがとうございます。他に何かありますか。

【事務局(辻技術主査)】

どうもありがとうございます。精査してみたいと思います。

【菊地部会長】

たくさん事例が載ってますので、ひとつひとつ全部チェックしていくと結構大変だと思いますが、大変重要な部分だと思いますので、ぜひお願いいたします。

【由井委員】

ちょっといいですか。

この事例は現行のものにはいくつかも載ってますよね。

この事例は、環境保全措置の実施事例ということですが、先ほどもコメントあったのかもしれませんが、回避なのか低減措置なのか、代償措置なのか、それのどれかということを入れておいたほうがいいと思うんですね。

今の平野委員のお話のとおりなのですが、おっしゃったことを実施事例の前文に、こういう事例もあるけれども、これが今ベストではないとかですね、やはり B/C を考えて適用の効率効果を見るべきだとか、コメントを前に一覧で付けておいたほうが使いやすいと思いますね。そうしないとおっしゃるとおり、これが金科玉条でこれをやらないとだめだと思われてしまうんですね。ということで中身は各専門委員さんが、最終的に固める前に自分の専門分野のところをみて、コメントを付けて事務局に出せばよろしいかなと思います。

かなり墓穴を掘るようで大変なんですけれども、できる範囲で、と思います。

【事務局(辻技術主査)】

ありがとうございます。

【西城委員】

多少細かいことになりますけど、事例の 24 の地下水の有害物質汚染対策でございますが、実施に先立って検討すべき事項が 3 つありますけど、こちらの一番上の土地利用の履歴というものが挙げられているんですが、この履歴はだいたい過去どのくらいのを特定されているのでしょうか。

【事務局(辻技術主査)】

ここは、特に過去何年間というところを規定はしていなかったのですが、この土地利用が、過去において、たとえば産廃処理場があったとか、何かその土地を著しく汚すような要因のある建築物があったとか、そういった履歴があるのかどうかということで書いておりましたので、何年間かと言われますと、そこまでは決めていないということになります。

【西城委員】

もちろん、事例によって違ってくるとは思うのですが、だからあまり固定的に過去何年と書くのは決めないほうがいいと思うのですが、ただ実際の事例に関しては、この事例の場合はだいたいどれくらいの履歴をみておいたらいいかということが実際必要が出てくるのかなと感じました。

それから、事例の 26 の地盤の安定化というところで、実施に先立って把握・検討すべき事項に、これはお願いというか注文なんですけど、周辺の地質状況とありますが、

そこに、地形という言葉を入れていただきたいなど。

【事務局（三沢班長）】

周辺の地形及び地質の状況とかそういうような表現にしてほしいということでしょうか。

【西城委員】

はい。

【事務局（三沢班長）】

承知いたしました。

【平野委員】

ちょっといいですか。これって砂防事業で、表土が滑るのだけを止める事業なんですよね。何かさも法面がこれで安定するかのよう、まあタイトルが地盤の安定化となっちゃっているの、なんだこんなんでもいいのと思われと…。本当はアンカーをガンガン打ってフリーフレームにしないと斜面の安定という意味では安定しないところを、民間事業等々で表土を抑えときゃそれでいいのねとか、くれぐれも誤解されないようにしてください。あくまでも砂防事業で表土が滑るのだけを防ぐという効果しかたぶんないと思いますので。斜面そのものは安定しないです。

【菊地部会長】

それに関連して、私専門外で失礼なんですけど、盛土なんかには、水抜きというのが大事だと思うんですが、その文言がどうも見当たらないんですけど、いいんですか。

【事務局(辻技術主査)】

そうですね。そういうものも確認しまして、必要なものであればまた追加していきたいと思います。

【平野委員】

部会長、沢筋に道路を盛土で作るときの水抜きというイメージですか。

【菊地部会長】

切土・盛土のときにできますよね。

【平野委員】

造成の時ですか。水抜きってというのは、基本的には、環境のためというよりは、宅盤の安定のために必ずやりますので、特に環境アセスの観点でそれが絶対必要というわけではないのかなと思います。

【事務局(辻技術主査)】

そこら辺は悩ましいところではあるんですけども、地盤の安定化と似たような項目として、重要な地形地質というものもまたございますけれども、地盤の安定化もそうなんですけれども、防災的なものだけに特化するのではなく、地学であるとか地質であるとか、その学術的なものとかそういうところに主眼を置いてる部分がありましたので、例えば、治山工事にいたしましても、林道工事におきましても、こういう形で土留めをやる治山をやるといった技術というのは各分野にはあるんですけども、そういったものをひとつひとつ聞いてしまうと治山の技術指針、林道の技術指針というものに近づいていってしまいますので、ここではですね、一般的なところだけを書いてしまったような感じではあるんですけども、そうしますと先ほど平野先生がおっしゃいましたようにこれがすべてだと思われてしまう、という危険性もありますの

で、そこら辺はバランスを取りながら精査してみたいと思います。

【菊地部会長】

じゃあ、私からもひとつ。

検討を段階的に行った場合は、という表現が何か所もでてくるんですが、それは計画段階での措置とか、従来の検討というのを指してるんでしょうか。段階的というのはどこを指しているのかが、いまひとつよく読み取れなかったの。今回この言葉が新しく入ってきたように思いますので、その辺を分かりやすくなるような書き方を考えていただきたいと思うんですね。18 ページですかね。ここに配慮事項 4 段階あります。これを指しているのでしょうか。計画・方法書・準備書・評価書のところに「検討」という言葉が右側に四角で囲んであってこれを指しているかどうか。

【事務局(辻技術主査)】

ひとつには、計画段階からという意味、縦断的な意味での検討というのもございます。ただ、環境保全措置そのものというのは、従来からも SEA というのは別で、環境保全措置というのは従来から複数案を検討する規定になっていました。例えばある現象があって、それを環境保全措置するときは複数案を検討することになっておりましたので、準備書段階・評価書段階の中での複数案に加えまして、さらに今回は計画段階のものを追加されておりますので、そういったものを踏まえて段階的などという意味です。

【菊地部会長】

絞り込みの手順を含めて段階的などということですね。

【事務局(辻技術主査)】

そうです。

【菊地部会長】

どうもその辺の説明が、もうちょっとていねいに分かりやすくやっていただけるといいかなと。

【事務局(辻技術主査)】

分かりやすく工夫してみたいと思います。

【菊地部会長】

それから、15 ページに と が追加されたのですが、ここも特に の温室効果ガス等ということで、前のページに生物多様性オフセットというのもでてきましたので、こういうものを含めると地球環境に関する様々な問題という、もう少し温暖化ガスという特定のものの他にも含める形になるのではないかと思いますけどね。カーボンオフセットとかありますよね。そういうのも含めてそこら辺を再検討してみたいかがでしょうか。

【事務局(三沢班長)】

そうしますと、例えばカーボンオフセットの考え方とかそういったものも、生物多様性オフセットのコラムを追加したような形で啓発の事象として入れていったらもう少し膨らむのではないかとということですよ。

【菊地部会長】

地球温暖化ガスだけでなく、関連する様々な取組などもあるのではないかなとそんな感じがしたんですけども。

【事務局（三沢班長）】

ここは、それぞれ2項目ぐらいずつしか書いてないですけども、その追加・補足なり膨らませ方が必要ではないかというご指摘ということですね。ありがとうございます。

【菊地部会長】

あと細かい点、具体的な表現とか単語については改めてレポートのほうで。

北川委員はいいですか。

【北川委員】

章だてを変えてらっしゃるのですけれども、「1.2 環境保全措置の立案」というところは違和感を感じまして、ここで初めて立案という言葉を使っていると思うんですけど、前後のいろんなところでこの環境保全措置をするにあたって立案をして、手法検討して、こうこうこういうふうにするというふうにはなっていないんですよ。ここだけ立案という言葉が入ってて、他ではそこが生きてないというか。立案というのはちょっと違和感が。必要性とか、ここだと立案ということが書いてある内容ではないように感じます。

あとはやっぱり私も後ろの事例で気になるところはいろいろありますので、せめて事例を紹介する前にコメントを入れるべきだと思うんです。この時はこれをやればいいということではなくて、いろいろな背景とかシチュエーションによって、この方法が選ばれたということには理由があるけれども、これをやればいいというのではなくて、このような対策を取った例がありますので、参考に、それをどうしてそうやったのかをお調べの上、適用して下さいとかなんとかそういうふうな注意書きみたいなものを入れれば例を紹介する意義があるのではないかと。実際やられていることですので、その背景を一義的に書いてしまうと誤解を生じてしまうのではないかな。

【事務局(辻技術主査)】

ありがとうございます。それは別途検討してみたいと思います。

【菊地部会長】

あと大変細かいことなんですけど、今気付いたのでもうひとつ。2ページのこの図の中の一番下のところ、事後調査結果の公表・活用から破線の矢印が戻ってきて、環境保全措置の実施ということで、これが前もって決めていた実施をもう一度実施するという風につながってしまいますので、何か再検討なり、新しい方策の検討なり、という言葉に間にひとつ挟んでいただくといいのかなと。

その他ございますか。

【由井委員】

今の2ページの表でもよろしいんですけども、結局、事業の事前に複数案を考えて、場所とか事業を決めるという事前のいわゆる環境省でいう配慮書ですよ、宮城県では配慮書作らない方向性ですけど。その部分は、この2ページの図でいうと方法書にそれが入るのか、先ほどの18ページの解説の中では、これらの経緯を準備書、評価書に具体的に記載するとあるんです。実際はどっちなんですかね。最終的には全部入れるだろうけど、方法書の段階では事前配慮のいわゆる検討した経緯は書かないことになるんですか。

【事務局（三沢班長）】

書いていただくことになります。

【由井委員】

書きますよね、方法書に。

【事務局（三沢班長）】

はい。方法書にです。

【由井委員】

縦覧された段階で、検討したんだなということが分かるようになってるんですね。

【事務局（三沢班長）】

はい。分かるようになってます。

【由井委員】

方法書に記載するっていう文言がないような気がすると思いますが。

【平野委員】

最後に書いてある事例だけではなくて、27 ページでですね、ケーススタディとして紹介されている、この大気質（道路事業）のところと、地下水の水位（道路事業）と続いてますけど、これが東京とかの都心でどうしてもこうなっちゃうっていうイメージなら分かるんですけども、今の普通の宮城県内での道路事業でやる場合、こんな掘割工事をしないと環境基準をクリアしないというのだったら別ルートにしますよね、たぶん。掘割構造ですごく工費もかかりますし、もちろん排水の問題ですとか、地下水の影響ですとかいろいろな環境影響がでちゃうので、管理上のメリットがないですから、もうちょっと現実的な、これずっとこれだったんですかね。赤印がついていないのは。

【由井委員】

これまでは、これだったんですかね。これを組み替えるのは大変だと思いますけど。

【平野委員】

どのみち、道路事業屋さんにはこれ参考にはしてないと思うんですけど。ちょっと現実の道路事業からはここまでするんだったら別案だよ、となる話になる気がしちゃうんですよね。まあ意見だけ述べても、どのみち事業主体のほうは参考にしてないっちゃ参考にしてないんですけど。

【由井委員】

掘割のことはでしょ。（はい、の声）

他の分野、生物とか大気とかではこういう順番をたどっていくとこうなるっていうのは参考になりますよね。

【平野委員】

それでいいんですかね。気になるのは結局検討の結果、遮音壁をここに立てることに決めました。でも景観的にはあまりよろしくないですよね。これ、おそらく市街地部ですからこうしてるということにはなると思うんですけども。必ずしも良くないです。本当に総合的にこれがいいんですかというものがケーススタディで示されているのも気になるんですよね。はい。まあご検討くださいとしか言いようがないですよね。

【菊地部会長】

いろいろ意見が出ましたけど、他に意見はございませんでしょうか。

では、またお気づきの点がありましたら、レポートで事務局のほうに出していただ

いてということですね。環境保全措置のほうについては以上で、次に事後調査についての議案に入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

2) 事後調査

事務局説明（辻技術主査）

資料3について、資料1の主な改正点を確認しながら説明した。

質疑応答

【菊地部会長】

はい、ありがとうございました。

こちらのほうは、本質的というか、あまり大きい変更点はないようですが、細かい点も含めていかがですか。ご意見、お気づきの点等ございませんか。

【北川委員】

非常に細かい点なんですけれども、事後調査を行う理由として、
、
、
、
というふうに番号付けて、これを最初から最後まで使ってらっしゃるんですけれども、途中で先ほど8ページのように事後調査に係る手続のところ、また、
、
、
、
ってそこに大事なことをふってしまっているんですよ。同じように、
、
、
ってまた違うところでも使われてて、こういうふうにしてしまうと、操作として、
、
、
って使ったのが、わけがわからなくなってしまうので、これより後ろでまた使いますよね。ですのでここで記号は明確に分けられたほうがいいと思います。

【事務局(辻技術主査)】

ありがとうございます。そのようにまた修正してみたいと思います。

【由井委員】

まず、低周波音について。ページ21に低周波音については載っています。資料3のほうに今回赤ペンで低周波音と大気環境のところに書いてますが、これは前からあったのに抜けてたから入れたって意味でしょうか。

【事務局(辻技術主査)】

ここについてはそういうことになります。

【由井委員】

ですよ。具体的な中身は道路事業の例として載っかっているだけなので、これ事例でいいんですけれども。気になるのは将来風車問題があり、当然風車の運行にあたって事後調査というのはいり得ると思うんです、将来。それはその時でいいんです。まだ用意しておかなくてもいいんですかね。ただ、事案はありそうだなあ。新聞に載ってたなあ。県北の岩手と宮城にまたがるところでね。もうすぐだと思えますけれども。

それから、ページ32。ここの参考文献6.6(2)のところに、ちょっとめんどくさいことが書いてあるんです。環境保全措置の見直し等にあたり、検討会や専門家の意見を聴取した場合は、検討会の構成員や専門家の氏名等について、了承を得た上で可能な限り明らかにすること、とありますよね。これ事業者側の委員会ですよ。可能な限りでいいんですけれども、原子力問題じゃないんですけど、私たちは専門家で動いけると、専門家が数少ないので、県の審査会委員であると同時に、事業者側の委員にも

結構なるんですよ。その案件がかかったときは、その時は休むとかオブザーバーに化けて発言しないとか、いろいろ考えたりするんですけども、正確に言うと良くないことあるんですよ。その案件を事業者側の委員会に入って、例えば委員長をやって、決めてこの審査会に出てくると、それまた自分が審査することになるので悩ましいんですよ。原子カムラに言わせれば、こっちの場では科学的・客観的に判断するから違うと言うんだけれども、なかなかそうはいきませんよね。だから、これは事後調査に係る問題なんだけれども、そういう問題があるので可能な限り、というのはそういう場合もあるということを含んで入っているということでもいいですか。

【事務局(辻技術主査)】

基本的には了承を得たということになっておりますので、そこら辺につきましては^{しんしゃく}斟酌するようなことになると思います。

【由井委員】

あとは専門分野の細かいところなんですけれども、資料 20 のページです。これも事例集みたいなものですよ。ただ、資料 20 については現行で動いてますよね。それです。オオタカの表があります。そこに事後調査の実施期間で 1 年、3 年、5 年となっています。これについて、今、環境省が「猛禽類保護の進め方」の改訂作業をやっていて、7 月末にパブコメが終わってもうすぐ新しい改訂版がでます。そこで多分変わらないと思いますけど、オオタカについては事後調査期間は 3 年になります。クマタカは 5 年なんです。そうしますと 3 年にそろえてはどうか。ずっと後の資料も 5 年になっていますので、ここは環境省の新しい手引きが出てからの話なんですけれども、多分確定しますので、すごいものでは 10 年までになっている部分もありますので、ここは変えたほうがいいと思います。もう一度見直しをお願いいたします。以上です。

【菊地部会長】

他にございませんか。

【西城委員】

22 ページの表の地盤のところの留意事項の 2 番目に、地盤の安定性について必要に応じて供用開始後 3 ~ 5 か年程度の継続観察とあるんですけども、同じ段の上の地形及び地質のところには、長期間の調査となっていて、こちらは特に年数が示されているわけではないんですけども、ここは何か意味があるのかどうか。あるいは、3 ~ 5 年というのに何か根拠があって、こういうふうに書き分けられているのかどうか、その辺を確認させて下さい。

【事務局(辻技術主査)】

ここは特に意味があって書き分けられているところではなくて、環境省のほうで出している技術マニュアルみたいなところから引用しており、引用もとがこういうふうになっているので、このままということになっているんですけども、答えにはなっていないのですが、ここは特に意識はしておりませんでした。

【西城委員】

特に意味がないというのであれば、3 ~ 5 か年というところも長期間としておいたほうがいいのかなと感想です。ありがとうございます。

【平野委員】

素朴に、この「地盤の安定性」ってどういう意味なのか教えていただけますか。土

木工学の世界だと、斜面の安定性の話がありますし、あと軟弱地盤等々で、そこで盛土ですとか上に別の構造物作っちゃって、不等沈下を起こすやつとか、平場のところの安定性の話もありますし、盛土構造物そのものの対地震安定性の話もありますし、いろんな安定性の話があるので、全部だと思えばいいですか。全部だとすると、もう少しいろんなところを書き分けておかないと状況が違いすぎるような気もするんですよ。例えば盛土の安定性というのは、本当に3年も5年も見なきゃいけないのかって言われるとちょっと疑問もありますし、長期的な地盤沈下、何か重しをのせてしまって軟弱地盤の上にのせてしまって、その影響ってというのは結構時間をかけて出る場合もございますので長期的に見なきゃいけないと思いますし、斜面の安定性は本当は長期的に本当は見たほうがいいんですけど、まあ作ったときに大丈夫だったら大丈夫だっていうのが普通ですよ。なのでちょっとその辺、安定性として全部ひとまとめにするのであれば、やっぱり対応のところでも少しいねいな書き方をしないと誤解を招くのかなという気はしましたね。

【由井委員】

ダムだと堪水した後に、緩んで沈むのがありますね。あれもここの地盤ですか。

【平野委員】

なるんですかね。

【由井委員】

あれ、結構、後からずれますよね。

【事務局(辻技術主査)】

ちなみに、環境省のマニュアルのほうでは、地盤の安定性の例といたしまして、土地の改変による地滑り及び斜面崩壊というような、環境省のマニュアルの例としては、こういうような書き方になっております。

【菊地部会長】

いろいろご意見をいただきましたけど、他になければいいですかね。

それでは、お気づきの点は後でまた報告していただくことにして。これについても、審議を終わりということにしたいと思います。2つの案件が終って、その他は何かございますか。

【事務局(三沢班長)】

事務局から連絡事項が2点ほどございます。

まず1点目は、ただ今、会議の席上でいろいろお伺いした意見の他に、もう一度ここはどうなんだろうとか、個別にどうなんだろうとかいっぱいあろうかと思っておりますので、そういったものについては大変お手数をおかけして申し訳ないのですが、資料4として配布しておりますファクシミリ送信票又は電子メールで、一番最初にスケジュールで御案内させていただいたとおり、来月12日位を目途に私どものほうにご提出いただければと思います。これがご協力のお願いです。

2つ目は次回の開催の日程関連でございます。次回の開催につきましては、12月中を予定してございますけれども、具体の日程につきましては、事前に先生方のご都合をお聞きした上で調整させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上事務局からの連絡事項というかお願ひの点でございました。よろしくお願ひいたします。

【平野委員】

大変申し訳ないのですが、さっきの環境保全措置のほうですか。事例を全て文言に落とせて言うのはかなりしんどいので、できれば時間を取ってヒアリングに来ていただいたほうがありがたいんですが。全ての事例について、一言一言コメントっていうのは、全てを文章にするっていうのはちょっと勘弁していただけないですか。

【事務局（三沢班長）】

それではですね、事前に日程調整等させていただいて、お伺いするような形でどうでしょうか。

【由井委員】

分野によってでいいです。

【事務局（三沢班長）】

分野によってでいいんですか。

そうしましたら、先生方のほうでいっぱいあるので、このあたりでというような日程のご指示がありましたら、お寄せいただければと思います。日程につきましてすぐに一つの案でまとまるかどうか分からないので、御都合のいい日を複数お示しいただければ大変助かりますのでよろしく願いいたします。

【菊地部会長】

それは、平野先生だけでよろしいのでしょうか。他の先生は電話で。

【由井委員】

見直しますので。見直して必要ならヒアリングで。

簡単ならファクシミリで。

【事務局（三沢班長）】

よろしく願いいたします。

【菊地部会長】

委員から来てくれという指示があれば、対処していただければと思います。

10月12日ってちょっと時間があまりなくて大変、先生方大変ですけれどもぜひよろしく願いしたいと思います。他に何かその他のことについてございませんか。

それではこれで議事については終了させていただきたいと思います。

よろしいですか。それでは事務局の方にお返しします。

【司会（泉澤技術副参事）】

菊地部会長様大変ありがとうございました。委員の皆様方にはお忙しいところ長時間にわたって御審議いただき、誠にありがとうございます。

以上で、第1回目の環境影響評価マニュアル検討部会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(閉 会)